

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から42年5月まで
② 昭和42年11月から47年3月まで

A市役所で国民年金に加入手続きし、その時に受け取った国民年金手帳に印紙を貼付していたことを覚えており、1冊目の国民年金手帳の貼付欄がいっぱいになったため、A市役所で現在所持している国民年金手帳を受け取ったはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が供述する納付額及び納付方法は、昭和40年当時の保険料額及びA市における国民年金保険料の収納事務におおむね符合する上、申立人が最初の加入手続きの際に交付されたと申し述べる国民年金手帳の色は、40年までに使用されていた国民年金手帳の色とも符合していることから、申立人の申立内容に不自然さは認められず、申立人は40年*月の20歳到達時に国民年金に加入手続きし、保険料を納付していたものと推察される。

しかし、申立人は、申立期間①後の昭和42年6月1日に厚生年金保険資格を取得していることから、申立人は厚生年金保険資格を喪失した同年11月に国民年金の被保険者資格を取得しなければ申立期間②の保険料を納付することはできず、申立人は、この加入手続きを行った記憶が無い上、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は47年5月31日にA市に払い出されていることから、申立人はこの時まで保険料を納付することはできなかつたものと推察され、仮に申立人が申立期間②の保険料を納付していたとすれば、この時に改めて記号番号が払い出されることは無かつたものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から42年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

昭和36年9月ごろに会社を退職後、同年11月に結婚し、夫の実家の家業に従事していたが、当時、家業は厚生年金保険の適用が無かったため、A市役所で国民年金に加入手続した。

婚姻後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日により、昭和40年8月ごろにA市に払い出されていたものと推察されるが、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和42年4月1日に発行されたものであることが確認でき、申立人が40年8月に加入手続していたとすれば、42年4月1日に新たな国民年金手帳が交付されているのは不自然である上、申立人は、現在所持している国民年金手帳とは別の色の国民年金手帳を所持していたと申し述べており、その色は、36年当時に使用されていた国民年金手帳の色と符合していることから、申立人は、40年8月以前にも別の国民年金手帳を交付されていたものと推察される。

また、申立人の夫は国民年金制度準備期間中の昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間を含む国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付済みである上、被保険者台帳により、申立人とその夫は、申立期間後の18年9か月について、同一期間の国民年金保険料を夫婦同時に納付していたことが確認できるとともに、その保険料のほとんどは前納していることから、申立人とその夫の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年1月までの期間、60年2月から同年5月までの期間及び60年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月から59年1月まで
② 昭和60年2月から同年5月まで
③ 昭和60年12月から61年3月まで

昭和52年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。結婚後は、役場から送られてきた納付書により、妻が近所の金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。昭和58年5月から、夏だけA社に運転手として勤務し、厚生年金保険に加入していたが、冬は単身で本州に行き、運送業に従事しており、平成4年6月に同社に通常雇用されるまで、毎年同様の勤務形態だった。

A社に勤務していた当時は、毎年、夏は同社に勤務することが決まっていたので、同社に在籍していなかった冬期間を通じて年金手帳を同社に預けており、厚生年金保険資格喪失後の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続は同社に行ってもらっていた。

申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していた妻が納付とされているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で10か月と短期間であり、申立人は昭和52年4月以降の国民年金加入期間については申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、オンライン記録により、申立人は、申立期間後の61年12月から平成8年5月までの期間について、7回にわたり切替手続を行っているが、そのいずれも厚生年金保険資格喪失後の国民年金加入期

間の国民年金保険料をすべて現年度に納付していることが確認できることから、申立人は厚生年金保険資格喪失後の国民年金への切替手続を適切に行っていたものと推察される。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は申立期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人の妻は任意加入被保険者であったことが確認でき、申立人の妻の納付意識は高かったものと推察される。

さらに、申立人は申立期間②当時の昭和 60 年 2 月及び同年 3 月について、月ごとの公共料金等の支出予定額を計算したメモを所持しており、そのメモに記載のある夫婦二人分の国民年金保険料相当額は、当時の国民年金保険料月額におおむね符合する。

加えて、申立人が申立期間当時に勤務していたとする A 社の事務担当者は、従前から継続的に、翌年も再雇用する予定のある季節雇用者については、季節雇用者の依頼により年金手帳を預かり、同社において厚生年金保険資格喪失後の国民年金被保険者資格取得手続を代行していたと申し述べており、このことは申立人の供述と符合しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年3月まで

昭和47年9月ごろに、父親が役場で加入手続した際に、国民年金保険料の納付を免除する手続きを行ったはずである。

また、免除期間の保険料は、私がすべて追納しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は供述どおり、昭和47年9月ごろに国民年金に加入手続していたものと推察される。さらに、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の両親は、申立期間以前の37年4月から国民年金保険料の納付を免除されていたことが確認でき、免除申請は世帯ごとに行われることが一般的であること等から、申立人の加入手続を行った申立人の父親が、申立期間の保険料の納付の免除を申請していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が所持する領収証書により、申立人は申立期間後の昭和48年4月から50年9月までの30か月分の国民年金保険料を55年3月22日にまとめて追納していることが確認できるが、このころまでに申立期間の保険料が追納されていなかったとすれば、申立人は、その当時に追納が可能であり、時効が早く成立する申立期間を先に追納していたものと推察され、30か月もの期間の追納保険料をまとめて納付していた申立人が、

8か月分の申立期間の追納保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その上、申立人は、その父親が加入手続を行った際に役場の職員から免除申請について教えられたと述べており、事実、当該職員は昭和47年当時在籍していたことが確認できる等、申立人の供述は具体的である上、当時の客観的事実におおむね符合していることから、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年12月まで
短大を卒業後、昭和59年4月から63年4月までA事業所に勤務していた時に国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は昭和61年1月ごろに加入し、資格取得日を申立人が短大を卒業した59年4月1日まで遡ったものと推察される上、オンライン記録及び申立人が所持する三制度共通の年金手帳には、申立人が61年1月に付加保険料の納付の申出をしたことを示す記録が確認できることから、申立人はこのころ国民年金への加入と同時に付加保険料の納付を開始したものと推察され、これらのことから、申立期間当時の申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和60年4月から同年12月までの保険料を現年度納付していたことが確認できるほか、申立期間当時、申立人と同居していたその両親のいずれも、付加保険料を含め、申立期間の保険料を納付していることから、納付意識の高かった申立人が、上述のとおり国民年金の加入し及び付加保険料納付の申出をしているにもかかわらず、申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市内への通院の都度、A市役所で納付していたはずであり、申立期間について未納の通知を受け取った記憶も無いので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、被保険者台帳により、申立人は、昭和50年4月から60年3月までの10年間にわたり、申立期間を除き、国民年金保険料を現年度納付していたことが確認でき、申立人がそれぞれ3か月分の保険料だけを納付していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①の前月の昭和50年12月に、49年4月から50年3月までの1年分の国民年金保険料を遡^{そきゅう}及納付していることから、申立期間当時に、現年度納付に加え、過去の未納期間について遡^{そきゅう}及納付までをも行っていた申立人が、住所及び生活状況等に変化がないにもかかわらず、現年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、当時のA市役所における収納事務に符合しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
申立期間当時は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、被保険者台帳により、申立人は、申立期間前の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間後の 56 年 4 月から平成 6 年 5 月までの期間の国民年金保険料を現年度に納付し、大半を前納していることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の国民年金保険料を、申立期間である 55 年 12 月に過年度納付していたことが確認でき、未納となっている期間の解消に努めていたと認められ、納付意識の高かった申立人が、申立期間当時に過年度保険料を納付しながら、その時点で現年度納付が可能であった申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人が供述する納付方法は、申立期間当時の A 市の収納事務に符合しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月25日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年3月25日、資格喪失日を同年9月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から同年12月まで

昭和38年3月に職業訓練所卒業と同時に、同訓練所の同期生の二人と一緒にA社に入社したが、同期生の二人は厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私が加入していないのは納得がいかないのので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職業訓練所の卒業記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同僚の二人と一緒に同訓練所を卒業し、昭和38年3月にA社に入社したものと認められる。

一方、申立人は、昭和38年12月までの期間、A社に勤務していたとしているが、同社と一緒に勤務した同僚の二人のうち一人からは、「申立人は、勤務した年の9月ごろに退職したと思う。」との供述を得ているほか、オンライン記録によると、当該同僚の二人は、同社において昭和38年3月25日に厚生年金保険の資格を取得しているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、厚生年金保険の記号番号は同年9月30日に払い出されていることが確認できることを踏まえると、申立人は、同年9月30日前には既に退職していたと推認できることから、申立期間のうち、昭和38年3月25日から同年8月31日までの期間は同社に勤務していたものと認め

られる。

また、前述の同僚の二人は、「入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているほか、申立期間当時、A社の代表者であったとする者に照会したところ、「三人同時に入社した者のうち、一人だけ加入していないということはある得ない。当然、給与から厚生年金保険料も控除していたはずである。」と回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月 25 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社 に一緒に入社した同僚の二人の標準報酬月額から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間当時、同社の代表者であったとする者に照会したところ不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 3 月 25 日から同年 9 月 1 日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格取得日を昭和54年2月22日に、資格喪失日を同年3月24日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月22日から同年3月24日まで
船員保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。
船員手帳に雇用期間が記載されているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者のA氏に係る申立期間について、申立人が所持する船員手帳によると、船舶Bに係る雇入年月日は昭和54年2月22日、雇止年月日は54年3月24日と記載され、C町の公認印が押されていることが確認できる。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立期間当時、船舶所有者のA氏で被保険者記録のある者は8人おり、このうち、連絡先の判明した者に照会したところ、「申立人と一緒に船に乗っていた。」との供述を得ている上、当該同僚が供述する当時の当該事業所の船員数と船員保険被保険者名簿上の被保険者数とがおおむね一致することから、当時当該事業所においては、ほぼすべての船員が船員保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、上記8人の資格喪失日は、申立人が所持する船員手帳に記載された雇止日と同日となっているほか、当時の船長に照会したところ、「保険料は、漁が終了した後すべて精算して控除していたと思う。」との供述を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に船舶Bで船員保険の記録がある同じ職種の者の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、船舶所有者のA氏は、D社に名称変更されていることから、同社の代表取締役等に照会したところ、「船員保険の届出は漁業協同組合が代行しており、手続きを忘れるはずはなく、保険料も納付している。」としているものの、漁業協同組合に保管されていた当時の船員保険に係る台帳によると、申立人の名前は無く、記載内容は社会保険事務所の記録と一致している。一方、申立期間の被保険者名簿の被保険者番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立期間に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年6月28日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月28日

平成19年6月28日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったため、保険料として納付されていなかった。

同事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に再度当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書及びA事業所が提出した平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書及び平成19年分賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利

が時効により消滅した後に提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から45年4月まで

昭和39年4月ごろに、隣人に国民年金への加入を勧められ、私がA市役所で国民年金に加入手続した。申立期間の国民年金保険料は、毎月、郵便局で印紙を購入し、国民年金手帳に貼付していたことを覚えているので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、郵便局で印紙を購入して納付していたと申し述べるだけで、当時の保険料額や納付時期については具体的な記憶が無いと供述しており、納付状況が不明である。

また、申立期間においてA市では、国民年金印紙を郵便局で購入することはできなかったことから、申立期間当時のA市における収納事務とは符合せず、申立人の供述には不合理な点がある上、申立人に国民年金への加入を勧めたとする隣人の家族が国民年金の任意加入被保険者資格を取得したのは昭和45年1月であったことが確認できることから、申立人は、このころに隣人から国民年金への加入を勧められたと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は申立期間後の昭和45年5月12日に国民年金に任意加入していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から遡って国民年金の被保険者にはなり得ず、保険料を遡及納付することはできない。

加えて、申立人が昭和 45 年 5 月以前に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、この時期に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年9月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に勤務し、給与から保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び複数の同僚の供述から、申立人は、A社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、A社に照会したところ、「申立期間当時の関係書類が無く、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である。」との回答を得ている。

さらに、申立期間当時、A社で経理を担当していた者に照会したところ、「申立人は勤務していたが、申立人の勤務当時は、会社が経営不振であったこともあり、申立人は厚生年金保険に加入しないことを了解の上で入社したと記憶している。」との供述を得ている上、公共職業安定所に照会したところ、同社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できず、同経理担当者から、「当時、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入しており、一方のみ加入する取扱いはしていなかった。」との供述を得ていることから、申立人は、同社で厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時にA社で被保険者記録のある複数の者に照会したところ、「申立期間当時の同社の従業員が約40人から50人程度であった。」との供述を得、同社で経理を担当していた者からも、「従業員は約50人居たが、社会保険に加入していたのはそのうちの約半数だった。」との供述を得

ているところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同期間中の被保険者数は25人前後で推移していることが確認できる上、申立人と同様の仕事をしていた者の一人からは、「従業員により雇用条件が異なっていた。」との供述を得ており、同社では、勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 30 日から同年 8 月 21 日まで

前職を退職してから間を空けることなく A 社に勤務したが、健康保険に加入していなかった時期は無く、申立期間について厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に勤務していた複数の者の供述により、申立人は、同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、申立期間当時、営業部長であったとする者に照会したところ、「当時、A 社は、経営状態が不安定な時期であったので、従業員の補充は、臨時職員として採用し、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。申立人は、昭和 51 年の夏頃に臨時職員として採用したが、入社後 2、3 か月後に継続勤務の意思を確認したうえで、厚生年金保険に加入したと記憶している。」との供述を得ている上、申立期間当時、同社で厚生年金保険の加入記録がある者に照会したところ、「私は、入社してから 2 から 3 か月の期間が経過してから厚生年金保険に加入したと思う。」との供述を得ており、当時、事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は昭和 51 年 8 月 21 日から 52 年 7 月 20 日までの期間となっており、前述の業務部長から、「当時、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入しており、一方のみ加入する取扱いはしていなかった。」との供述を得ていることから、申立人は、申立期間において、同社で厚生年金保険に加入して

いなかったことがうかがえる。

加えて、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、合併先であるB社に照会したところ、「A社の資料は保管されていないため不明。」との回答を得ていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険加入の取扱いについて確認することができない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 8 日まで

65 歳で老齢基礎年金を受給するようになり、予想よりも金額が少ないため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を得た。

私自身脱退手当金という制度があることも知らず、請求した記憶も受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。